

別紙 2

■ 景観形成計画書（建築物）

◆ 一般基準

大規模な建築物等については、それ自体が地域の景観を印象づけるとともに、その地域の将来的な景観形成の方向性に大きな影響を与えるため、その位置、規模、意匠、材料及び色彩について、明石が持つ歴史や地域特性に配慮し、周辺との調和に努めるものとする。

特に明石の大きな景観特性である海とその眺望について、配慮するものとする。

また、さわやかで潤いのあるまちづくりを進めるため、植栽などによる修景に努め、個性豊かで美しい都市景観の形成を図る。

◆ 項目別基準

誘導項目		留意点	設計にあたって配慮した点
位置・規模		<ul style="list-style-type: none"> 立地特性に応じて建築物の配置や形態を工夫するなど、周辺景観との調和に努める。 ゆとりやうるおいを演出し、周辺に圧迫感を与えないように努める。 建築物の高さや壁面位置のそろっているところでは、連続性の維持に努める。 	
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 表情に変化をもたすなど、単調な壁面をさけた意匠とするよう努める。 地域の景観特性との調和に配慮した意匠とするよう努める。 	
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように工夫する。（雨水排水管共） 	
	屋根上	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的に考えるなど、すっきりした屋上とするよう努める。 	
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 壁面を立ち上げたり、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずるなど工夫し、すっきりしたものにする。 	
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> 窓や庇などの工夫により、表情豊かな意匠とするよう努める。 商業・業務地区では、うるおいとにぎわいなどの演出に配慮する 	
	駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> 入口の意匠や外壁の仕上げを工夫し、周辺景観との調和に努める。 	
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠と一体的に考えるなど、全体としてまとまりのあるよう工夫する。 	
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体として調和のとれた意匠とする。 洗濯物等が通りから直接見えにくい工夫や、植栽などの演出ができる構造・意匠とするよう努める。 	
その他（まちかど）	<ul style="list-style-type: none"> まちかどなど多くの視線を集める場所では、シンボル性やうるおいの演出に配慮した意匠とするよう工夫する。 		
材料		<ul style="list-style-type: none"> 材料の選択にあたっては、地域の景観特性との調和に配慮する。 経年変化による退色、損傷、汚れに強い材料を選択するよう配慮する。 	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、落ち着いたものとし、周辺との調和に努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、上記にかかわらず、商業・業務地区の低層部などでは、色彩の演出に工夫する。 	
境界領域	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 立地特性に応じた植栽に努め、樹種等の選定や植え方の工夫などにより、うるおいの演出をする。 	
	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、位置の工夫や植栽等による修景に努める。 	
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、通りとの一体性に配慮する。 	